

正誤表・更新情報

本書中に訂正・更新箇所等がございました。お手数をお掛けしますが、下記ご参照頂けますようお願い申し上げます（2024年1月12日）

■第2版 第3刷（2023年2月25日発行）の修正・更新箇所

※第1刷からの修正箇所は https://www.yodosha.co.jp/correction/9784758109116_corrections.pdf をご参照ください

頁	場所	修正前	修正後	補足	掲載
第1章 子どもの健康と食生活の意義					
13	1～2行目	健康日本21 ^{*3} （第2次）	健康日本21 ^{*3} （第3次）	情報更新	23/11/10
13	3行目	食塩量の目標値は8g	食塩量の目標値は7g	情報更新	23/11/10
13	側注	●野菜摂取量の平均値→第8章 図6	●野菜摂取量の平均値→第8章 図6 「2019(令和元)年国民健康・栄養調査」では約280gに低下している。	情報更新	23/11/10
第2章 栄養に関する基礎知識					
27	8行目	細胞膜を通過できる単糖	細胞膜を通過して吸収される単糖		23/11/10
27	15行目	体に吸収された多糖類や二糖類はグルコースに変えられ、	消化を受けて小腸から吸収されたグルコースは、		23/11/10
第3章 栄養に関する制度					
43	表4		※1参照	情報更新 2023/12/22公開分に追加（「表示が勧められている20品目」内の「まつたけ」を「マカダミアナッツ」に修正、脚注*2を追加）	24/01/12
第8章 生涯発達と食生活					
110	下から3行目	「健康日本21 [●] （第2次）」	「健康日本21 [●] （第3次）」	情報更新	23/11/10
第12章 アレルギー疾患をもつ子どもの食と栄養					
165	下から12行目	落花生（ピーナッツ）の7品目は表示義務がある [●] 。つまり、この7品目が	落花生（ピーナッツ）、くるみの8品目は表示義務がある [●] 。つまり、この8品目が	情報更新	23/12/22
165	側注（1つ目）	●表示されるアレルギー →第3章 表4	●表示されるアレルギー →第3章 表4 くるみの表示義務化については経過措置期間が設けられており、完全施行は2025年4月1日からとなる。	情報更新	23/12/22
165	下から9行目	一方、7品目以外の食物は、	一方、8品目以外の食物は、	情報更新	23/12/22
165	下から8行目	この7品目以外の食物の	この8品目以外の食物の	情報更新	23/12/22
巻末付録					
173	5. 身長体重曲線の区分、出典		※2参照	情報更新	23/11/10

図表

※1 赤丸部分の修正と、下線部の追加をお願いいたします。【情報更新】[2024/1/12修正更新]

表4 ●表示されるアレルギー

必ず表示される8品目（特定原材料）	えび、かに、くるみ ^{*1} 、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）	「くるみ、」を削除
表示が勧められている20品目（特定原材料に準ずるもの）	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ ^{*2} 、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	

*1 くるみの表示義務化については経過措置期間が設けられており、完全施行は2025年4月1日からとなる。

*2 2023年度改正により「特定原材料に準ずるもの」について、マカダミアナッツの追加、まつたけの削除が行われる予定。

※2 赤丸部分の修正と、下線部の追加をお願いいたします。[情報更新]

身長体重曲線の区分

区分	呼称
+30%以上	太りすぎ
+20%以上 +30%未満	やや太り [○] すぎ
+15%以上 +20%未満	太り [○] ぎみ
-15% [○] 超 +15%未満	ふつう
-20% [○] 超 -15% [○] 以下	やせ
-20% [○] 以下	やせ [○] すぎ

身長70～118 cmのデータをもとに2次曲線で近似した成績を採用。

(グラフ:「平成12年乳幼児身体発育調査報告書」(厚生労働省)(<https://www.mhlw.go.jp/houdou/0110/h1024-4.html>), 2001, 区分:「幼児肥満ガイド」(日本小児医療保健協議会 栄養委員会 小児肥満小委員会)(https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/2019youji_himan_G_ALL.pdf)より引用)